

マイナンバー法案に係る
国税関係の業務について

平成24年4月5日

国 税 庁

「番号制度」を税務面で利用する場合のイメージ

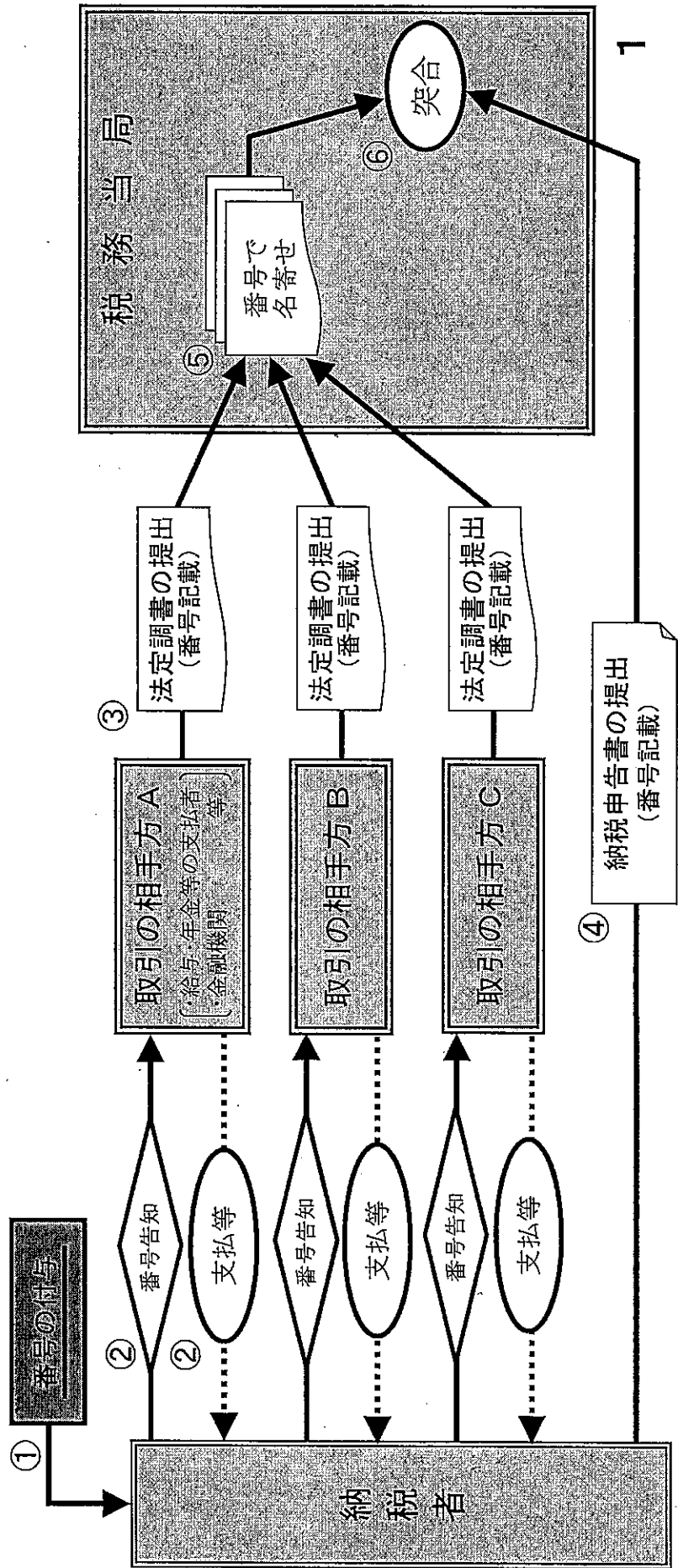
税務面における「番号制度」とは、国民一人一人に一つの番号を付与し、

(1) 各種の取引に際して、納税者が取引の相手方に番号を「告知」すること

(2) 取引の相手方が税務当局に提出する資料情報(法定調書)及び納税者が税務当局に提出する納税申告書に番号を「記載」すること

を求める仕組みである。

これにより、税務当局が、納税申告書の情報と、取引の相手方から提出される資料情報を、その番号をキーとして集中的に名寄せ・突合せを実施できるようになり、納税者の所得情報をよりの確に把握することが可能となる。



番号制度導入後における情報連携

- 番号制度が導入された場合、現在、国税当局と地方税当局との間で情報連携している以下の個人に係る情報について、番号付きで情報連携を行うこととなる。

連携部局	連携情報	条文
国税当局 ⇒ 地方税当局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納税義務者が提出した所得税の申告書その他関係書類の申告情報等 	地方税法第四十六条第五項 地方税法第二百二十五条 マイナンバー法案第十七条第八号
地方税当局 ⇒ 国税当局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県が自主決定した個人事業税に係る所得情報 ・ 市町村が自主決定した市町村民税に係る所得情報 	地方税法第七十二条の五十八 地方税法第三百十七条 マイナンバー法案第十七条第八号

(注) 現在、社会保障部局への課税情報等の提供は、低所得者を含む幅広い層の情報を保有する地方税当局から行っているところであり、番号制度導入後においても、地方税当局から行うこととされている。
 マイナンバー法案第十七条第七号(別表第二)(抄)

情報照会者	事 務	情報提供者	特定個人情報
三十六 厚生労働大臣	厚生年金法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
四十九 厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

※ 日本年金機構が税務署に提出している公的年金等の源泉徴収票は、所得税法第二百二十六条第三項に基づく法定調書の提出であり、番号制度導入後は番号付きで提出されることとなるが、いわゆる情報連携には該当しない。

マイナンバー法案(抄)

(利用範囲)

第六条 別表第一の上欄に掲げる者(法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合においては、その者を含む。第三項において同じ。)は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 (略)

3 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十八条若しくは第九十七号第一項、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第五十九条第一項から第三項まで、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)第二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九條の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第三十七條の十一の三第七項、第三十七條の十四第九項、第十三項若しくは第十五項若しくは第四十一條の十二第二項若しくは第二十一項若しくは第二十二項、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第五十七條第二項若しくは第二百二十五條から第二百二十八條の三まで、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第七條又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律(平成九年法律第一百十号)第四條第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

4 (略)

5 前各項に定めるもののほか、第十七條第十号から第十三号までのいずれかに該当して特定個人情報情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

別表第一

十七 国税庁長官	<p>地方税法による譲渡割の賦課徴収又は譲渡割に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
二十三 財務大臣	<p>国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）による国税等（同法第八号第一項に規定する国税等をいう。）の徴収若しくは収納又は債権者への支払に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
三十八 国税庁長官	<p>国税通則法その他の国税に関する法律による国税の納付義務の確定、納税の猶予、担保の提供、還付又は充当、附帯税（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。）の減免、調査（犯則事件の調査を含む。）、不服審査その他の国税の賦課又は徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>

(特定個人情報提供の制限)

第十七条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一～七 (略)

八 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六号第四項若しくは第五項、第四十八号第七項、第七十二号の五十八、第三百七十七号又は第三百二十五号の規定その他政令で定める同法の規定により国税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。）又は地方税に関する特定個人情報提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

八～十 (略)

十一 各議院若しくは各議院の委員会若しくは各議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第四百零一条第一項（同法第五十四号の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行方不明若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づき犯則事件の調査若しくは租税に関する調査又は会計検査院の検査が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

地方税法(抄)

(個人の道府県民税の賦課徴収に関する報告等)
第四十六条 1～4 (略)

5 道府県知事が、政府に対し、所得割の賦課徴収に関し必要な書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、政府は、関係書類を道府県知事又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。この場合において、政府が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第四十一条の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該関係書類を閲覧させ、又は記録させるときは、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務省令で定める基準に従って行うものとする。

(道府県知事の通知義務)
第七十二条の五十八 道府県知事が第七十二条の五十一項但書又は第四項の規定によつて個人の所得を決定した場合においては、当該道府県知事(二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う個人に係るものにあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)は、遅滞なく、当該決定に係る個人の所得を税務官署に通知するものとする。

(市町村による所得の計算の通知)
第三百七十七条 市町村が第三百五十五条第一号ただし書又は前条の規定によつて自ら所得を計算して市町村民税を課した場合には、市町村長は、その算定に係る総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を当該市町村の区域を管轄する税務署長に通知するものとする。

(所得税又は法人税に関する書類の供覧等)
第三百二十五条 市町村長が市町村民税の賦課徴収について、政府に対し、所得税又は法人税の納税義務者が政府に提出した申告書、連結子法人が政府に提出した法人税法第八十一条の二十五に規定する書類又は政府がした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、政府は、関係書類を市町村長又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。この場合において、政府が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該関係書類を閲覧させ、又は記録させるときは、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務省令で定める基準に従って行うものとする。

社会保障・税一体改革大綱について(抄)

平成24年2月17日
閣議決定

第2部 税制抜本改革 第3章 各分野の基本的な方向性

6. その他

社会保障・税番号制度の導入に伴い、税務分野において番号制度の適正な利用を確保するためには、納税者や事業者の方々に申告書や法定調書に「番号」を記載して頂くといった手続が必要となる。これらについては、平成24年通常国会に提出した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「マイナンバー法」という。)の整備法において、所要の措置を講ずることとする。

また、納税者利便の向上策や、「番号」の告知・本人確認の実効性向上のための措置、法定調書の拡充等については、マイナンバー法及び同法の整備法成立後、納税者・事業者の負担等にも配慮しつつ、引き続き検討する。

【別紙3】

社会保障・税番号制度導入に伴う税制上の対応

社会保障・税番号制度の導入に伴う税制上の対応については、平成24年通常国会に提出した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「マイナンバー法」という。)の整備法等において、次に掲げる所要の措置を講ずる。

(1) 申告書・法定調書等の記載事項への「番号」の追加

① 税務署長等に提出する申告書等の記載事項

イ 税務署長、国税局長、国税庁長官及び国税不服審判所長又はその職員(以下「税務署長等」という。)に提出する申告書、申請書、届出書その他の税務関係書類(所得税法、相続税法等に規定する調書等(以下「法定調書」という。))を除く、以下「申告書等」という。)に記載すべき事項に、次に掲げる者の「番号」(個人番号及び法人番号をいう。以下同じ。)を追加する。

(イ) 当該申告書等を提出する者

(ロ) 申告書等に記載された所得税の控除対象となる配偶者及び扶養親族

(ハ) 申告書等に記載された青色事業専従者及び白色事業専従者

(ニ) その他氏名等が申告書等の記載事項となっている者

ロ 源泉徴収義務者等を経由して税務署長等に提出すべきこととされている申告書等(非課税貯蓄申告書等)を受理した当該源泉徴収義務者等が、当該申告書等に記載すべき事項の範囲に、当該源泉徴収義務者等の「番号」を追加する。

② 税務署長に提出すべき法定調書の記載事項

税務署長に提出すべき法定調書の記載事項に、法定調書の提出義務者、法定調書の対象となる金銭等を受ける者その他法定調書に記載すべき者(生命保険契約に基づく契約者等)の「番号」を追加する。

③ 税務署長等以外の者に提出する税務関係書類の記載事項

税務署長等以外の者(源泉徴収義務者等)に提出する税務関係書類(非課税貯蓄申込書等)に記載すべき事項に、当該税務関係書類を提出する者の「番号」を追加する。

(4) 施行時期

① 原則

マイナンバー法における「番号」の利用開始日(以下「番号利用開始日」という。)の属する年分以後の所得税及び贈与税の申告書、同日の属する年分以後の所得に係る個人住民税等の申告書、同日以後に開始する事業年度に係る法人税等の申告書、同日以後の相続又は遺贈に係る相続税の申告書、同日以後に開始する課税期間等に係る消費税等の申告書、同日以後に提出すべき申請書、届出書その他の税務関係書類(申告書及び法定調書を除く。)並びに同日以後の金銭等の支払等に係る法定調書及び告知・本人確認について適用する。